

栃木県環境影響評価技術指針の新旧対照表

改正	現行
<p>第 1 趣旨</p> <p>1 この栃木県環境影響評価技術指針(以下「技術指針」という。)は、栃木県環境影響評価条例(平成11年栃木県条例第2号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定に基づき、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定その他環境影響評価及び事後調査を行うために必要な技術的事項を定めるものとする。</p> <p>2 この技術指針は、対象事業に共通するものとして定めるものであり、技術指針に定めるところにより環境影響評価及び事後調査(以下「環境影響評価等」という。)を行うに当たっては、対象事業の種類、規模その他事業計画の内容(以下「事業特性」という。)並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下「地域特性」という。)を勘案して、必要に応じてこの技術指針に記載のない事項についても考慮するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 2 基本的事項 (略)</p>	<p>第 1 趣旨</p> <p>1 この栃木県環境影響評価技術指針(以下「技術指針」という。)は、栃木県環境影響評価条例(平成11年栃木県条例第2号以下「条例」という。)第4条第1項の規定に基づき、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定その他環境影響評価及び事後調査を行うために必要な技術的事項を定めるものとする。</p> <p>2 この技術指針は、対象事業に共通するものとして定めるものであり、技術指針に定めるところにより環境影響評価及び事後調査(以下「環境影響評価等」という。)を行うに当たっては、対象事業の種類、規模その他事業計画の内容(以下「事業特性」という。)並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下「地域特性」という。)を勘案して、必要に応じてこの技術指針に記載のない事項についても考慮するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 2 基本的事項 (略)</p>

栃木県環境影響評価技術指針の新旧対照表

<p>第 3 対象とする環境要素</p> <p>環境影響評価の対象は、第6の表-1に掲げる環境を構成する要素（以下「環境要素」という。）とする。なお、事業特性及び地域特性を勘案して、必要に応じて環境要素を追加又は削除するものとする。</p> <p>第 4 対象地域 (略)</p> <p>第 5 実施手順 (略)</p> <p>第 6 環境影響評価方法書の作成</p> <p>1 事業計画の策定</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) (略)</p> <p>2 地域概況の調査</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 対象事業の実施に係る調査、予測及び評価の項目の予備的選定を行うため、事業特性及び地域特性を勘案して、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を対象に表-2を参考に対象事業実施区域及びその周囲の概況(以下「地域概況」という。)について選定項目</p>	<p>第 3 対象とする環境要素</p> <p>環境影響評価の対象とする環境要素は、第6の表-2に掲げるとおりとする。なお、事業特性及び地域特性を勘案して、必要に応じて環境要素を追加又は削除するものとする。</p> <p>第 4 対象地域 (略)</p> <p>第 5 実施手順 (略)</p> <p>第 6 環境影響評価方法書の作成</p> <p>1 事業計画の策定</p> <p style="margin-left: 20px;">1 (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">2 (略)</p> <p>2 地域概況の調査</p> <p style="margin-left: 20px;">1 対象事業の実施に係る調査、予測及び評価の項目の予備的選定を行うため、事業特性及び地域特性を勘案して、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を対象に表-3を参考に対象事業実施区域及びその周囲の概況(以下「地域概況」という。)について選定項目</p>
---	--

栃木県環境影響評価技術指針の新旧対照表

<p>に係る予測及び評価に必要な範囲の情報を把握するものとする。</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p>3 項目及び手法の予備的選定</p> <p><u>(1)</u> 環境影響要因の抽出</p> <p>環境影響評価を行う時点における事業計画の内容等を踏まえ、対象事業の実施により環境に影響を及ぼすおそれのある行為(工事完了後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を含む。)又はその行為から発生する要因(以下「環境影響要因」という。)を、表-<u>3</u>などを参考に工事中及び工事完了後のそれぞれの段階について抽出するものとする。</p> <p>なお、事業特性及び地域特性に応じて、必要がある場合は、環境影響要因を追加又は削除して抽出するものとする。</p> <p><u>(2)</u> 項目の選定</p> <p>前項で抽出した環境影響要因と事業特性及び地域特性を勘案し、表-<u>3</u>などを参考に環境影響要因ごとに、当該要因によって環境影響を受けるおそれのある環境項目の小区分を明らかにするものとする。</p> <p>この場合において、法令等による規制又は目標の有無及び環境影響要因が環境要素に及ぼす影響の重大性等も考慮し、客観的かつ科学的な検討に基づき必要に応じて環境項目を追加又は削除して環境影響評価の項目を選定し、その結果を一覧できるようにとりまとめるものとする。</p> <p>なお、国の技術的な指針等があるときは、これらを参考に環境影響要因及び環境項目を設定できるものとする。</p> <p><u>(3)</u> 追加又は削除の項目</p> <p>(略)</p>	<p>に係る予測及び評価に必要な範囲の情報を把握するものとする。</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>3 項目及び手法の予備的選定</p> <p><u>1</u> 環境影響要因の抽出</p> <p>環境影響評価を行う時点における事業計画の内容等を踏まえ、対象事業の実施により環境に影響を及ぼすおそれのある行為(工事完了後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を含む。)又はその行為から発生する要因(以下「環境影響要因」という。)を、表-<u>1</u>などを参考に工事中及び工事完了後のそれぞれの段階について抽出するものとする。</p> <p>なお、事業特性及び地域特性に応じて、必要がある場合は、環境影響要因を追加又は削除して抽出するものとする。</p> <p><u>2</u> 項目の選定</p> <p>前項で抽出した環境影響要因と事業特性及び地域特性を勘案し、表-<u>1</u>などを参考に環境影響要因ごとに、当該要因によって環境影響を受けるおそれのある環境項目の小区分を明らかにするものとする。</p> <p>この場合において、法令等による規制又は目標の有無及び環境影響要因が環境要素に及ぼす影響の重大性等も考慮し、客観的かつ科学的な検討に基づき必要に応じて環境項目を追加又は削除して環境影響評価の項目を選定し、その結果を一覧できるようにとりまとめるものとする。</p> <p>なお、国の技術的な指針等があるときは、これらを参考に環境影響要因及び環境項目を設定できるものとする。</p> <p><u>3</u> 追加又は削除の項目</p> <p>(略)</p>
---	---

栃木県環境影響評価技術指針の新旧対照表

<p>(4) 手法の選定</p> <p>調査、予測及び評価の手法の選定は、選定する項目ごとに、項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について、表-1に掲げる環境項目ごとに第11、第12及び第13に掲げる手法(以下「標準手法」という。)を参考に環境影響要因と事業特性及び地域特性の関係並びに法令等における規制又は目標の有無等を勘案し、客観的かつ科学的な検討に基づき、必要に応じて手法を重点化又は簡素化して、調査、予測及び評価の手法を選定し、その結果を以下のとおり分類整理して一覧できるようにとりまとめるものとする。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(5) 手法の重点化又は簡素化 (略)</p> <p>(6) 留意事項 ア～オ (略)</p> <p><u>表-1～3 別紙参照</u></p>	<p>4 手法の選定</p> <p>調査、予測及び評価の手法の選定は、選定する項目ごとに、項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について、表-2に掲げる環境項目ごとに第11、第12及び第13に掲げる手法(以下「標準手法」という。)を参考に環境影響要因と事業特性及び地域特性の関係並びに法令等における規制又は目標の有無等を勘案し、客観的かつ科学的な検討に基づき、必要に応じて手法を重点化又は簡素化して、調査、予測及び評価の手法を選定し、その結果を以下のとおり分類整理して一覧できるようにとりまとめるものとする。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>5 手法の重点化又は簡素化 (略)</p> <p>6 留意事項 ア～オ (略)</p> <p><u>表-1～3 別紙参照</u></p>
---	---

栃木県環境影響評価技術指針の新旧対照表

第 7 環境影響評価準備書の作成	第 7 環境影響評価準備書の作成
<p>1 項目及び手法の選定 (略)</p> <p>2 調査 <u>(1)</u> 調査方法 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を調査区域とし、表-<u>2</u>について、第6の2の方法により地域概況を把握し、事業特性及び地域特性を勘案して前記1で選定した予測及び評価の項目について対象事業の実施が環境に及ぼす影響を予測、評価するための必要な水準を確保するために、選定項目ごとに第11に定める調査方法により行うものとし、既存文献等の活用、聞き取り調査及び現地調査により行うものとする。 なお、調査により得られた情報を整理し又は解析した結果、新たな情報又はより詳細な情報が必要と認められる場合は、補足調査を行うものとする。 <u>(2)~(5)</u> (略)</p> <p>3 項目及び手法の再検討 <u>(1)</u>、<u>(2)</u> (略)</p> <p>4 予測 <u>(1)~(5)</u> (略)</p> <p>5 環境保全措置の検討</p>	<p>1 項目及び手法の選定 (略)</p> <p>2 調査 <u>1</u> 調査方法 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を調査区域とし、表-<u>3</u>について、第6の2の方法により地域概況を把握し、事業特性及び地域特性を勘案して前記1で選定した予測及び評価の項目について対象事業の実施が環境に及ぼす影響を予測、評価するための必要な水準を確保するために、選定項目ごとに第11に定める調査方法により行うものとし、既存文献等の活用、聞き取り調査及び現地調査により行うものとする。 なお、調査により得られた情報を整理し又は解析した結果、新たな情報又はより詳細な情報が必要と認められる場合は、補足調査を行うものとする。 <u>2~5</u> (略)</p> <p>3 項目及び手法の再検討 <u>1</u>、<u>2</u> (略)</p> <p>4 予測 <u>1~5</u> (略)</p> <p>5 環境保全措置の検討</p>

栃木県環境影響評価技術指針の新旧対照表

<p>(1) 環境に著しい影響を及ぼすものとなるおそれがある場合 ア (略) イ 環境保全措置を追加的に実施するなど、環境保全措置の変更を行うこととした場合においては、当該項目に係る必要な調査及び予測を再度行うものとする。</p> <p>(2) 環境影響ができる限り回避、低減されていない場合 ア～ウ(略)</p> <p>(3) 検討結果の整理 (略) ア～オ (略)</p> <p>6 評価 (1) (略)</p> <p>7 環境影響の総合的評価 (略)</p> <p>8 事後調査の計画の策定 (略) (1)～(5) (略)</p> <p>第 8 環境影響評価書の作成 (略)</p>	<p><u>1</u> 環境に著しい影響を及ぼすものとなるおそれがある場合 ア (略) イ 環境保全措置を追加的に実施するなど、環境保全措置の変更を行うこととした場合においては、当該項目に係る必要な調査及び予測を再度行うものとする。</p> <p><u>2</u> 環境影響ができる限り回避、低減されていない場合 ア～ウ(略)</p> <p><u>3</u> 検討結果の整理 (略) ア～オ (略)</p> <p>6 評価 <u>1</u> (略)</p> <p>7 環境影響の総合的評価 (略)</p> <p>8 事後調査の計画の策定 (略) <u>1～5</u> (略)</p> <p>第 8 環境影響評価書の作成 (略)</p>
---	--

栃木県環境影響評価技術指針の新旧対照表

<p>第 9 事後調査報告書の作成</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 環境保全措置の見直し <u>(1)、(2)</u> (略)</p> <p>4 事後調査報告書の提出</p> <p>事後調査結果については、事後調査の計画に基づき、工事中と工事完了後の時期に区分してできるだけ速やかに報告書を提出するものとする。ただし、上記3のように環境影響が著しいものとなることが明らかになった場合又は環境影響評価の結果との間に不整合が生じた場合で、追加的な事後調査を実施した場合にあっては、調査終了後<u>速やかに</u>知事に報告書を提出するものとする。</p> <p>第 10 方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書の構成</p> <p>1 方法書の構成 (略) <u>(1)~(8)</u> (略)</p> <p>2 準備書の構成 (略) <u>(1)~(14)</u> (略)</p> <p>3 評価書の構成 (略)</p>	<p>第 9 事後調査報告書の作成</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 環境保全措置の見直し <u>1、2</u> (略)</p> <p>4 事後調査報告書の提出</p> <p>事後調査結果については、事後調査の計画に基づき、工事中と工事完了後の時期に区分してできるだけ速やかに報告書を提出するものとする。ただし、上記3のように環境影響が著しいものとなることが明らかになった場合又は環境影響評価の結果との間に不整合が生じた場合で、追加的な事後調査を実施した場合にあっては、調査終了後<u>すみやかに</u>知事に報告書を提出するものとする。</p> <p>第 10 方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書の構成</p> <p>1 方法書の構成 (略) <u>1~8</u> (略)</p> <p>2 準備書の構成 (略) <u>1~14</u> (略)</p> <p>3 評価書の構成 (略)</p>
--	---

栃木県環境影響評価技術指針の新旧対照表

<p><u>(1)~(6)</u> (略)</p> <p>4 事後調査報告書の構成 (略)</p> <p><u>(1)~(7)</u> (略)</p> <p>5 留意事項 (略)</p> <p><u>(1)~(5)</u> (略)</p> <p>第 1 1 調査 (略)</p> <p>1 環境の構成要素の良好な状態の保持</p> <p><u>(1)</u> 大気質</p> <p>ア 調査項目 (略)</p> <p>(ア)~(エ) (略)</p> <p><u>(オ)</u> 微小粒子状物質</p> <p><u>(カ)</u> ベンゼン等</p> <p><u>(キ)</u> ダイオキシン類</p> <p><u>(ク)</u> 炭化水素(非メタン炭化水素)</p> <p><u>(ケ)</u> 有害大気汚染物質(大気汚染防止法施行令第1条の有害物質を参照)</p> <p><u>(コ)</u> その他必要な項目</p> <p>イ 調査範囲</p>	<p><u>1~6</u> (略)</p> <p>4 事後調査報告書の構成 (略)</p> <p><u>1~7</u> (略)</p> <p>5 留意事項 (略)</p> <p><u>1~5</u> (略)</p> <p>第 1 1 調査 (略)</p> <p>1 環境の構成要素の良好な状態の保持</p> <p><u>1</u> 大気質</p> <p>ア 調査項目 (略)</p> <p>(ア)~(エ) (略)</p> <p><u>(オ)</u> 炭化水素(非メタン炭化水素)</p> <p><u>(カ)</u> 有害大気汚染物質(大気汚染防止法施行令第1条の有害物質及び同法施行令附則第3項の指定物質を参照)</p> <p><u>(キ)</u> その他必要な項目(大気汚染防止法施行令第10条の特定物質等)</p> <p>イ 調査範囲</p>
---	--

栃木県環境影響評価技術指針の新旧対照表

<p>(略)</p> <p>ウ 調査方法</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 測定方法</p> <p>a 大気質の状況</p> <p>環境基準が設定されている物質の測定方法は「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)又は「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)に定める方法による。ただし、これらと同等以上の測定結果が得られる適切な測定方法がある場合には、その方法によることができる。</p> <p>なお、次に掲げる物質に係る通達等を参考にする事。</p> <p><u>(a) 二酸化硫黄</u> (略)</p> <p><u>(b) 二酸化窒素及び一酸化窒素</u> (略)</p> <p><u>(c) 一酸化炭素</u> (略)</p> <p><u>(d) 浮遊粒子状物質</u> (略)</p> <p><u>(e) 微小粒子状物質</u> 「<u>微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について</u>」(平成21年環境省告示第33号)</p> <p><u>(f) ベンゼン等</u> 「<u>ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について</u>」(平成9年環境庁告示第4号)</p>	<p>(略)</p> <p>ウ 調査方法</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 測定方法</p> <p>a 大気質の状況</p> <p><u>a</u> 環境基準が設定されている物質の測定方法は「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)又は「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)に定める方法による。ただし、これらと同等以上の測定結果が得られる適切な測定方法がある場合には、その方法によることができる。</p> <p>なお、次に掲げる物質に係る通達等を参考にする事。</p> <p><u>(i) 二酸化硫黄</u> (略)</p> <p><u>(ii) 二酸化窒素及び一酸化窒素</u> (略)</p> <p><u>(iii) 一酸化炭素</u> (略)</p> <p><u>(iv) 浮遊粒子状物質</u> (略)</p>
---	--

栃木県環境影響評価技術指針の新旧対照表

<p>(g) <u>ダイオキシン類</u> <u>「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)</u></p> <p>環境基準が設定されていない物質の測定方法は、次に掲げる方法等による。ただし、これらと同等以上の測定結果が得られる適切な測定方法がある場合には、その方法によることができる。</p> <p>(a) <u>炭化水素(非メタン炭化水素)</u> (略)</p> <p>(b) <u>有害大気汚染物質</u> <u>「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成31年3月環境省水・大気環境局大気環境課編)</u></p> <p>b 気象の状況 気象の調査は、「気象年報」(気象庁編)等既存資料の整理・解析及び現地調査による。</p> <p>c 地形等の状況 (略)</p> <p>(オ) 調査結果 (略)</p>	<p>b 環境基準が設定されていない物質の測定方法は、次に掲げる方法等による。ただし、これらと同等以上の測定結果が得られる<u>適切な測定方法</u>がある場合には、その方法によることができる。</p> <p>(i) <u>炭化水素(非メタン炭化水素)</u> (略)</p> <p>(ii) <u>有害大気汚染物質</u> <u>「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成9年度・平成10年度・平成11年度環境庁大気保全局大気規制課編)</u></p> <p>(iii) <u>ベンゼン等</u> <u>「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)</u></p> <p>b 気象の状況 気象の調査は、「気象年報」(気象庁編)等既存資料の整理・解析及び現地調査による。<u>現地調査は、「地上気象観測法」(昭和46年1月気象庁観測部長通知)に定める方法による。</u></p> <p>c 地形等の状況 (略)</p> <p>(オ) 調査結果 (略)</p>
---	--

栃木県環境影響評価技術指針の新旧対照表

<p>(2) 水質</p> <p>ア 調査項目 (略)</p> <p>(ア)、(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>ダイオキシン類</u></p> <p>(エ) その他必要な項目</p> <p>イ 調査範囲 (略)</p> <p>ウ 調査方法 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 測定方法</p> <p>a 水質の状況</p> <p><u>(a) 採水方法</u> (略)</p> <p><u>(b) 分析方法</u> (略)</p> <p>b 水域の状況 (略)</p> <p>c <u>ダイオキシン類の状況</u> 測定方法は、「<u>ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)</u>及び<u>土壌の汚染に係る環境基準について</u>」に定める方法による。</p> <p>(オ) 調査結果 (略)</p>	<p>2 水質</p> <p>ア 調査項目 (略)</p> <p>(ア)、(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>全窒素、全リン</u></p> <p>(エ) その他必要な項目 <u>(水質汚濁防止法施行令第2条の物質、要監視項目等を参照)</u></p> <p>イ 調査範囲 (略)</p> <p>ウ 調査方法 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 測定方法</p> <p>a 水質の状況</p> <p><u>a 採水方法</u> (略)</p> <p><u>b 分析方法</u> (略)</p> <p>b 水域の状況 (略)</p> <p>(オ) 調査結果 (略)</p>
---	--

栃木県環境影響評価技術指針の新旧対照表

<p>(3) 水象 (略)</p> <p>(4) 土壌 ア 調査項目 (略) (ア) <u>特定有害物質(土壌汚染対策法施行令第1条の物質を参照)</u></p> <p>(イ) 銅 (ウ) <u>ダイオキシン類</u> (エ) その他必要な項目</p> <p>イ 調査範囲 (略)</p> <p>ウ 調査方法 (ア)～(ウ) (略) (エ) 測定方法 a 土壌の現況 測定方法は、「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)及び「<u>ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)</u>及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法による。 b (略) (オ) (略)</p> <p>(5) 騒音 ア 調査項目</p>	<p>3 水象 (略)</p> <p>4 土壌 ア 調査項目 (略) (ア) <u>人の健康の保護に関する項目(2水質汚濁のア調査項目の(イ)の人の健康の保護に関する項目を参照)</u></p> <p>(イ) <u>有機リン</u> (ウ) 銅 (エ) その他必要な項目</p> <p>イ 調査範囲 (略)</p> <p>ウ 調査方法 (ア)～(ウ) (略) (エ) 測定方法 a 土壌の現況 測定方法は、「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)に定める方法による。 b (略) (オ) (略)</p> <p>5 騒音 ア 調査項目</p>
---	--

栃木県環境影響評価技術指針の新旧対照表

<p>(略)</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p><u>(オ) 新幹線鉄道騒音</u></p> <p><u>(カ) 航空機騒音</u></p> <p><u>(キ) 低周波音</u></p> <p>イ 調査範囲</p> <p>(略)</p> <p>ウ 調査方法</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 測定方法</p> <p>a 騒音の状況</p> <p><u>(a)～(d) (略)</u></p> <p><u>(e) 新幹線鉄道騒音</u></p> <p><u>新幹線鉄道騒音の測定方法は、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年環境庁告示第46号)に定める方法による。</u></p> <p><u>(f) 航空機騒音</u></p> <p>航空機騒音の測定方法は、「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第154号)に定める方法による。</p> <p><u>(g) 低周波音</u></p> <p><u>低周波音の測定方法は、低周波音の測定に適する特性を有する測定器及び周波数分析器を用い「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年環境庁)に定める方法による。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p><u>(オ) 航空機騒音</u></p> <p>イ 調査範囲</p> <p>(略)</p> <p>ウ 調査方法</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 測定方法</p> <p>a 騒音の状況</p> <p><u>a～d (略)</u></p> <p><u>e 航空機騒音</u></p> <p>航空機騒音の測定方法は、「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第154号)及び「<u>小規模飛行場環境保全暫定指針について</u>」(平成2年9月13日環境庁大気保全局長通達)に定める方法による。</p>
---	--

栃木県環境影響評価技術指針の新旧対照表

<p>b 交通量 (略)</p> <p>(オ) 調査結果 (略)</p> <p>(6) 振動</p> <p>ア 調査項目 (略)</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>イ 調査範囲 (略)</p> <p>ウ 調査方法</p> <p>(ア) 調査内容 調査内容は、振動の現況(発生源の状況を含む。)とする。</p> <p>(イ)、(ウ) (略)</p> <p>(エ) 測定方法</p> <p>a 振動</p> <p>(a) 環境振動 測定方法は、<u>日本産業規格 Z8735</u> に定める方法による。</p> <p>(b) 工場振動 測定方法は、「特定工場等において発生する振動の規制</p>	<p>b 交通量 (略)</p> <p>(オ) 調査結果 (略)</p> <p>6 振動</p> <p>ア 調査項目 (略)</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) <u>低周波空気振動</u></p> <p>イ 調査範囲 (略)</p> <p>ウ 調査方法</p> <p>(ア) 調査内容 調査内容は、振動の現況<u>及び自動車の種類ごとの交通量</u>とする。</p> <p>(イ)、(ウ) (略)</p> <p>(エ) 測定方法</p> <p>a 振動</p> <p>a 環境振動 測定方法は、「<u>振動規制法施行規則</u>」(昭和51年総理府令第58号)及び「<u>特定工場等において発生する振動の規制に関する基準</u>」(昭和51年環境庁告示第90号)に定める方法による。</p> <p>b 工場振動 測定方法は、「特定工場等において発生する振動の規制に</p>
---	---

栃木県環境影響評価技術指針の新旧対照表

<p>に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号)に定める方法による。</p> <p><u>(c)</u> 建設作業振動 測定方法は、「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に定める測定方法による。</p> <p><u>(d)</u> 道路交通振動 (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(オ) (略)</p> <p><u>(7)</u> 地盤 ア、イ (略) ウ 調査方法 (ア)～(ウ) (略) (エ) 測定方法 a 地盤沈下 地盤沈下の調査は、「栃木県地盤変動・地下水位調査報告書」等既存資料の整理・解析及び現地調査による。 b 地質等 地質の調査は、ボーリング調査、物理探査等現地調査の方</p>	<p>関する基準」に定める方法による。</p> <p><u>c</u> 建設作業振動 測定方法は、「振動規制法施行規則」に定める測定方法による。 なお、この場合にあつては、「振動規制法の施行について」(昭和51年12月 1 日環境事務次官通達)を参考とすること。</p> <p><u>d</u> 道路交通振動 (略)</p> <p><u>e</u> 低周波空気振動 測定方法は、低周波空気振動の測定に適する特性を有する測定器及び周波数分析器を用い「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に定める方法による。</p> <p>b (略)</p> <p>(オ) (略)</p> <p><u>7</u> 地盤 ア、イ (略) ウ 調査方法 (ア)～(ウ) (略) (エ) 測定方法 a 地盤沈下 地盤沈下の調査は、「栃木県地盤変動調査報告書」等既存資料の整理・解析及び現地調査による。 b 地質等 地質の調査は、ボーリング調査、物理探査等現地調査の方法</p>
--	--

栃木県環境影響評価技術指針の新旧対照表

<p>法による。土質試験は、「<u>日本産業規格</u>」等の方法による。</p> <p>c、d (略)</p> <p>(オ) 調査結果 (略)</p> <p><u>(8) 悪臭</u></p> <p>ア 調査項目 (略)</p> <p>(ア) <u>臭気指数</u></p> <p>(イ) その他必要な項目</p> <p>イ 調査範囲 (略)</p> <p>ウ 調査方法</p> <p>(ア) 調査内容 調査内容は、<u>臭気</u>の状況、気象の状況（風向・風速）及び地形等の状況とする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 調査地点 調査地点は、臭気の変化を把握し得る地点とする。</p> <p>(エ) 測定方法</p> <p>a 悪臭物質の状況 「<u>臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法</u>」（平成7年環境庁告示第63号）に定める方法等による。</p> <p>b 気象の状況 気象の調査は、「気象年報」等既存資料の整理・解析及び現地調査による。</p>	<p>による。土質試験は、「<u>日本工業規格</u>」等の方法による。</p> <p>c、d (略)</p> <p>(オ) 調査結果 (略)</p> <p><u>8 悪臭</u></p> <p>ア 調査項目 (略)</p> <p>(ア) <u>特定悪臭物質(悪臭防止法施行令第1条の物質を参照)</u></p> <p>(イ) その他必要な項目</p> <p>イ 調査範囲 (略)</p> <p>ウ 調査方法</p> <p>(ア) 調査内容 調査内容は、<u>悪臭物質</u>の状況、気象の状況（風向・風速）及び地形等の状況とする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 調査地点 調査地点は、<u>臭気濃度等</u>の変化を把握し得る地点とする。</p> <p>(エ) 測定方法</p> <p>a 悪臭物質の状況 「<u>悪臭物質の測定の方法</u>」（昭和47年環境庁告示第9号）及び「<u>官能試験法による栃木県悪臭防止対策指導要綱</u>」（平成元年）に定める方法等による。</p> <p>b 気象の状況 気象の調査は、「気象年報」等既存資料の整理・解析及び現地調査による。<u>現地調査は、「地上気象観測法」に定める方法</u></p>
--	--

栃木県環境影響評価技術指針の新旧対照表

<p>c 地形等の状況 (略)</p> <p>(オ) 調査結果 (略)</p> <p><u>(9) 地形・地質</u></p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 調査方法</p> <p>(ア) 調査内容 (略)</p> <p>a (略)</p> <p>b 土質試験は、「日本産業規格」等の方法による。</p> <p>(イ)、(ウ) (略)</p> <p><u>(10) 反射光</u></p> <p><u>ア 調査項目</u></p> <p><u>調査項目は、次に掲げる項目とする。</u></p> <p><u>(ア) 土地利用の状況</u></p> <p><u>(イ) 地形の状況</u></p> <p><u>イ 調査範囲</u></p> <p><u>調査範囲は、反射光の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を受けるおそれがある範囲とする。</u></p> <p><u>ウ 調査方法</u></p> <p><u>(ア) 調査内容</u></p> <p><u>調査内容は、調査項目について文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。</u></p>	<p><u>による。</u></p> <p>c 地形等の状況 (略)</p> <p>(オ) 調査結果 (略)</p> <p><u>9 地形・地質</u></p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 調査方法</p> <p>(ア) 調査内容 (略)</p> <p>a (略)</p> <p>b 土質試験は、「日本工業規格」等の方法による。</p> <p>(イ)、(ウ) (略)</p>
--	---

栃木県環境影響評価技術指針の新旧対照表

<p>(イ) <u>調査期間</u> <u>調査期間は、反射光の特性を踏まえ、調査範囲における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯とする。</u></p> <p>(ウ) <u>調査地点</u> <u>調査地点は、反射光の特性を踏まえ、調査範囲における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点とする。</u></p> <p>(エ) <u>調査結果</u> <u>調査結果の解析は、調査項目の現況を把握し、その特性について解析する。</u></p> <p>2 生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全</p> <p>(1) 植物</p> <p>ア 調査項目 (略)</p> <p>(イ) 植物の状況 (略)</p> <p>a 植物個体 <u>(a)</u>、<u>(b)</u> (略)</p> <p>b 植物群落 <u>(a)</u>、<u>(b)</u> (略)</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>イ 調査範囲 (略)</p> <p>ウ 調査方法</p>	<p>2 生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全</p> <p><u>1</u> 植物</p> <p>ア 調査項目 (略)</p> <p>(イ) 植物の状況 (略)</p> <p>a 植物個体 <u>a</u>、<u>b</u> (略)</p> <p>b 植物群落 <u>a</u>、<u>b</u> (略)</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>イ 調査範囲 (略)</p> <p>ウ 調査方法</p>
--	---

栃木県環境影響評価技術指針の新旧対照表

<p>(ア) 調査内容 a、b (略) c 生育環境 (略) <u>(a)、(b)</u> (略) d (略) (イ)、(ウ) (略)</p> <p><u>(2)</u> 動物 (略)</p> <p><u>(3)</u> 生態系 ア 調査項目 (略) (ア) 構成 a 動物・植物その他の自然環境に係る概況 b 生態系の構成 <u>(a)～(e)</u> (略) (イ) (略) イ、ウ (略)</p> <p>3 地域景観の保全と触れ合い活動の場の確保 <u>(1)、(2)</u> (略)</p> <p>4 環境への負荷の低減 <u>(1)</u> 廃棄物等 (略) <u>(2)</u> 温室効果ガス等</p>	<p>(ア) 調査内容 a、b (略) c 生育環境 (略) <u>a、b</u> (略) d (略) (イ)、(ウ) (略)</p> <p><u>2</u> 動物 (略)</p> <p><u>3</u> 生態系 ア 調査項目 (略) (ア) 構成 a 動物・植物その他の自然環境に係る概況 b 生態系の構成 <u>a～e</u> (略) (イ) (略) イ、ウ (略)</p> <p>3 地域景観の保全と触れ合い活動の場の確保 <u>1、2</u> (略)</p> <p>4 環境への負荷の低減 <u>1</u> 廃棄物等 (略) <u>2</u> 温室効果ガス等</p>
--	--

栃木県環境影響評価技術指針の新旧対照表

<p>(略)</p> <p>第 1 2 予 測</p> <p>1 環境の構成要素の良好な状態の保持</p> <p><u>(1)~(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> 騒音</p> <p>ア 予測内容</p> <p>(略)</p> <p>(ア) ~ (ウ) (略)</p> <p><u>(エ) 新幹線鉄道騒音</u></p> <p>騒音ピークレベル(連続して通過する 20 本の列車)とする。</p> <p><u>(オ) 航空機騒音</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(カ) 低周波音</u></p> <p>対象事業の実施による低周波音の及ぶ地域の範囲及びその程度(音圧レベル)とする。</p> <p>イ、ウ (略)</p> <p><u>(6)</u> 振動</p> <p>ア 予測内容</p> <p>(略)</p> <p>(ア) ~ (ウ) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第 1 2 予 測</p> <p>1 環境の構成要素の良好な状態の保持</p> <p><u>1 ~ 4</u> (略)</p> <p><u>5</u> 騒音</p> <p>ア 予測内容</p> <p>(略)</p> <p>(ア) ~ (ウ) (略)</p> <p><u>(エ) 航空機騒音</u></p> <p>(略)</p> <p>イ、ウ (略)</p> <p><u>6</u> 振動</p> <p>ア 予測内容</p> <p>(略)</p> <p>(ア) ~ (ウ) (略)</p> <p><u>(エ) 低周波空気振動</u></p> <p>対象事業の実施による低周波空気振動の及ぶ地域の範囲及びその程度(音圧レベル)とする。</p>
--	--

栃木県環境影響評価技術指針の新旧対照表

<p>イ、ウ (略)</p> <p><u>(7)</u> 地盤 (略)</p> <p><u>(8)</u> 悪臭 ア 予測内容 予測内容は、対象事業の実施に伴う<u>臭気指数</u>とする。</p> <p>イ、ウ (略)</p> <p><u>(9)</u> 地形・地質 (略)</p> <p><u>(10)</u> 反射光 ア 予測内容 予測内容は、<u>反射光に係る環境影響</u>とする。</p> <p>イ 予測範囲 予測範囲は、<u>調査範囲に準ずる。</u></p> <p>ウ 予測手法 予測は、<u>類似事例の引用又は解析</u>とする。</p> <p>2 生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全 <u>(1)～(3)</u> (略)</p> <p>3 地域景観の保全と触れ合い活動の場の確保 <u>(1)</u>、<u>(2)</u> (略)</p> <p>4 環境への負荷の低減 <u>(1)</u> 廃棄物等 ア 予測内容</p>	<p>イ、ウ (略)</p> <p><u>7</u> 地盤 (略)</p> <p><u>8</u> 悪臭 ア 予測内容 予測内容は、対象事業の実施に伴う<u>悪臭物質の濃度等</u>とする。</p> <p>イ、ウ (略)</p> <p><u>9</u> 地形・地質 (略)</p> <p>2 生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全 <u>1～3</u> (略)</p> <p>3 地域景観の保全と触れ合い活動の場の確保 <u>1</u>、<u>2</u> (略)</p> <p>4 環境への負荷の低減 <u>1</u> 廃棄物等 ア 予測内容</p>
--	--

栃木県環境影響評価技術指針の新旧対照表

<p>(ア)、(イ) (略)</p> <p>(ウ) 地方公共団体の<u>環境保全施策</u>に及ぼす影響</p> <p>イ、ウ (略)</p> <p><u>(2)</u> 温室効果ガス等 (略)</p> <p>第 1 3 評 価 (略)</p> <p>1 環境の構成要素の良好な状態の保持</p> <p><u>(1)~(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> 土壌 評価基準 <u>土壌汚染対策法施行令(平成 14 年政令第 336 号)、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 204 号)</u>に定める基準等を考慮し土壌汚染による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。</p> <p><u>(5)</u> 騒音 評価基準 環境基準等を参考に、騒音の変化による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。</p> <p><u>(6)、(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> 悪臭</p>	<p>(ア)、(イ) (略)</p> <p>(ウ) 地方公共団体の<u>処理計画</u>に及ぼす影響</p> <p>イ、ウ (略)</p> <p><u>2</u> 温室効果ガス等 (略)</p> <p>第 1 3 評 価 (略)</p> <p>1 環境の構成要素の良好な状態の保持</p> <p><u>1~3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 土壌 評価基準 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令(昭和46年政令第204号)に定める基準等を考慮し土壌汚染による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。</p> <p><u>5</u> 騒音 評価基準 環境基準等及び小規模飛行場環境保全指針を参考に、騒音の変化による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。</p> <p><u>6、7</u> (略)</p> <p><u>8</u> 悪臭</p>
---	---

栃木県環境影響評価技術指針の新旧対照表

<p style="text-align: center;">評価基準</p> <p>悪臭防止法施行規則(昭和47年 5月30日総理府令第39号)に基づく規制基準及び<u>栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則第25条(平成17年1月31日栃木県規則第1号)</u>に基づく<u>遵守事項</u>を参考に、<u>臭気の変化</u>による生活環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。</p> <p><u>(9)</u> 地形・地質 (略)</p> <p><u>(10)</u> 反射光</p> <p style="text-align: center;">評価基準</p> <p><u>反射光による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。</u></p> <p>2 生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全 <u>(1)～(3)</u> (略)</p> <p>3 地域景観の保全と触れ合い活動の場の確保 <u>(1)</u>、<u>(2)</u> (略)</p> <p>4 環境への負荷の低減 <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> 温室効果ガス等</p> <p style="text-align: center;">評価基準</p> <p>排出する温室効果ガス、オゾン層破壊物質の量の変化による地球温暖化及びオゾン層破壊の防止に向けた影響の回避、低減が最大限図ら</p>	<p style="text-align: center;">評価基準</p> <p>悪臭防止法施行規則(昭和47年 5月30日総理府令第39号)に基づく規制基準及び<u>官能試験法指導要綱</u>に基づく<u>指導基準</u>を参考に、<u>悪臭の変化</u>による生活環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。</p> <p><u>9</u> 地形・地質 (略)</p> <p>2 生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全 <u>1～3</u> (略)</p> <p>3 地域景観の保全と触れ合い活動の場の確保 <u>1</u>、<u>2</u> (略)</p> <p>4 環境への負荷の低減 <u>1</u> (略) <u>2</u> 温室効果ガス等</p> <p style="text-align: center;">評価基準</p> <p>排出する温室効果ガス、オゾン層破壊物質の量の変化による地球温暖化の防止及びオゾン層破壊の防止に向けた影響の回避、低減が最大</p>
--	---

栃木県環境影響評価技術指針の新旧対照表

<p>れていること。</p> <p>第 1 4 その他</p> <p>1 この技術指針に定めるもののほか、環境影響評価等の実施に必要な事項については知事が別に定める。</p> <p>2 この技術指針は、<u>令和2年12月1日</u>以後、対象事業として実施されるものについて適用する。</p>	<p>限図られていること。</p> <p>第 1 4 その他</p> <p>1 この技術指針に定めるもののほか、環境影響評価等の実施に必要な事項については知事が別に定める。</p> <p>2 この技術指針は、<u>平成11年6月12日</u>以後、対象事業として実施されるものについて適用する。</p>
--	--

改正

現行

表-1 環境要素の内容

大 区 分	中 区 分	小 区 分
環境の構成要素の良好な状態の保持	大 気 質	二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ベンゼン等、ダイオキシン類、炭化水素、有害大気汚染物質、その他必要な項目
	水 質 (底質を含む。)	生活環境の保全に関する項目、人の健康の保護に関する項目、ダイオキシン類、その他必要な項目
	水 象	河川、湖沼、地下水の流況
	土 壤	特定有害物質、銅、ダイオキシン類、その他必要な項目
	騒 音	環境騒音、工場騒音、建設作業騒音、道路交通騒音、新幹線鉄道騒音、航空機騒音、低周波音
	振 動	環境振動、工場振動、建設作業振動、道路交通振動
	地 盤	地盤沈下、地下水位
	悪 臭	臭気指数、その他必要な項目
	地 形・地 質	地形・地質
	反 射 光	反射光
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植 物	種子植物、シダ植物、その他必要な植物
	動 物	哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、その他必要な動物
	生 態 系	地域を特徴づける生態系
地域景観の保全と触れ合い活動の場の確保	景 観	眺望点、景観資源、眺望景観
	人と自然との触れ合い活動の場	レクリエーション資源、触れ合い活動の場
環境への負荷の低減	廃棄物等	廃棄物、建設副産物
	温室効果ガス等	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、オゾン層破壊物質
そ の 他	その他の項目	日照障害、その他知事が必要と認める項目

表-2 環境項目の内容

大 区 分	中 区 分	小 区 分
環境の構成要素の良好な状態の保持	大 気 質	二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、炭化水素、有害大気汚染物質、その他必要な項目
	水 質 (底質を含む。)	生活環境の保全に関する項目、人の健康の保護に関する項目、全窒素、全リン、その他必要な項目
	土 壤	人の健康の保護に関する項目、有機リン、銅、その他必要な項目
	騒 音	工場騒音、建設作業騒音、道路交通騒音、航空機騒音
	振 動	工場振動、建設作業振動、道路交通振動、低周波空気振動
	地 盤	地盤沈下、地下水位
	悪 臭	特定悪臭物質、その他必要な項目
	水 象	河川、湖沼、地下水の流況
	地 形・地 質	地形・地質
	生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植 物
動 物		哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、その他必要な動物
生 態 系		地域を特徴づける生態系
地域景観の保全と触れ合い活動の場の確保	景 観	眺望点、景観資源、眺望景観
	人と自然との触れ合い活動の場	レクリエーション資源、触れ合い活動の場
環境への負荷の低減	廃棄物等	廃棄物、建設副産物
	温室効果ガス等	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、オゾン層破壊物質
そ の 他	その他の項目	日照障害、その他知事が必要と認める項目

改正

現行

表－2 地域概況に係る項目

表－3 地域概況に係る項目

項 目	調 査 事 項
人 口	人口分布、人口密度、人口動態等
産 業	産業構造、産業別就業人口、工場・事業場等の発生源の状況等
交 通	道路・交通状況、鉄道の利用状況等
土 地 利 用	土地利用の概況、用途地域、農地・林地の分布等
水 域 利 用	水域(地下水を含む。)の概況、水面利用、水利権等の状況、水利用状況等
公 共 施 設 等	学校、病院その他環境配慮が必要な施設の配置の状況、住宅が集合している地域の状況、公園、緑地、下水道、ごみ処理施設等の状況
関 係 法 令 の 指 定 ・ 規 制 等	環境保全を目的とした法令等により指定された地域その他の対象に係る規制等の内容その他の状況、文化財・史跡名勝・天然記念物等
気 象	気象の状況
大 気 質	大気質の概況
水 質	水質の概況、底質の概況
水 象	河川、湖沼及び地下水等の状況
土 壌	土壌の概況(土地利用の履歴を含む。)
騒 音	騒音の概況
振 動	振動の概況
地 盤	地盤の概況(地下水位、地盤沈下の概況を含む。)
悪 臭	悪臭の概況
地 形 ・ 地 質	地形・地質の概況
反 射 光	土地利用の状況、地形の状況
植 物 ・ 動 物 ・ 生 態 系	植物・動物の概況、生態系の概況
景 観	景観の概況
人 と 自 然 と の 触 れ 合 い 活 動 の 場	野外レクリエーション地及び日常的な人と自然の触れ合い活動の場の概況
廃 棄 物 等	廃棄物処理の状況、周辺の処理施設の処理能力等
温 室 効 果 ガ ス 等	温暖化防止対策、オゾン層破壊物質の処理状況等

項 目	調 査 事 項
人 口	人口分布、人口密度、人口動態等
産 業	産業構造、産業別就業人口、工場・事業場等の発生源の状況等
交 通	道路・交通状況、鉄道の利用状況等
土 地 利 用	土地利用の概況、用途地域、農地・林地の分布等
水 域 利 用	水域(地下水を含む。)の概況、水面利用、水利権等の状況、水利用状況等
公 共 施 設 等	学校、病院その他環境配慮が必要な施設の配置の状況、住宅が集合している地域の状況、公園、緑地、下水道、ごみ処理施設等の状況
関 係 法 令 の 指 定 ・ 規 制 等	環境保全を目的とした法令等により指定された地域その他の対象に係る規制等の内容その他の状況、文化財・史跡名勝・天然記念物等
気 象	気象の状況
水 象	河川、湖沼及び地下水等の状況
大 気 質	大気質の概況
水 質	水質の概況、底質の概況
土 壌	土壌の概況(土地利用の履歴を含む。)
騒 音	騒音の概況
振 動	振動の概況
地 盤	地盤の概況(地下水位、地盤沈下の概況を含む。)
悪 臭	悪臭の概況
廃 棄 物 等	廃棄物処理の状況、処理能力等
温 室 効 果 ガ ス 等	温暖化防止対策、オゾン層破壊物質の処理状況等
地 形 ・ 地 質	地形・地質の概況
植 物 ・ 動 物	植物・動物の概況、生態系の概況
景 観	景観の概況
触 れ 合 い 活 動 の 場	野外レクリエーション地及び日常的な人と自然の触れ合い活動の場の概況

改正	現行
<p>(注) この表は、環境項目を抽出する場合の一つの目安として示したものであり、対象事業及び地域の環境特性や他の客観的かつ科学的技術的な知見等も考慮して、必要に応じて環境項目を追加又は削除して調査・予測・評価項目の選定を適宜行うものとする。</p> <p>なお、国の技術的な指針等があるときは、これらを参考に環境影響要因及び環境項目を設定できるものとする。</p>	<p>(注) この表は、環境項目を抽出する場合の一つの目安として示したものであり、対象事業及び地域の環境特性や他の客観的かつ科学的な技術的な知見等も考慮して、必要に応じて環境項目を追加又は削除して調査・予測・評価項目の選定を適宜行うものとする。</p> <p>なお、国の技術的な指針等があるときは、これらを参考に環境影響要因及び環境項目を設定できるものとする。</p>